

第7章 計画の推進体制

本市では、今後も高齢化の進行が見込まれていることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすための支え手や資源の不足が懸念されています。そのため、高齢者を対象とした自立支援・重度化防止に向けた体制の充実、地域を主体とした支え合い活動の推進、医療と介護の連携、そして複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が求められます。

これらを踏まえ、本計画の推進にあたっては、市民、地域をはじめ、医療、保健、福祉などの関係機関、行政がそれぞれの立場で役割を果たしながら力を合わせ、一体となって取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

①市民

- 市民一人ひとりが、住み慣れた地域で可能な限り心身ともに健康でいきいきと暮らすことができる健やかで豊かな人生の実現に向けて、ライフステージに対応した生涯設計を立てることが望まれます。
- 脳卒中や心疾患、人工透析を伴う糖尿病など重症疾患は、自立を妨げ、生活の質の低下、医療費や介護費の負担増などにつながります。また、加齢等に伴い心身の活力が低下した状態（フレイル）は、引きこもりや介護を要する状態を招くなど、健やかで豊かな人生を妨げる要因となります。積極的な健康の保持増進や疾病の予防、重症化予防、介護予防を意識することが重要です。
- 住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしくよりよく生きるために、自身が望む最期の迎え方の選択と家族や周りの人々にそれを伝えておくことが大切です。

②地域社会

- 高齢者の生活課題や福祉ニーズの多様化に対応するために、高齢者、障がい者、生活困窮などの属性を問わない包括的な支援体制の構築に本市では取り組んでいます。公的なサービスで補えない部分は、住民同士の支え合いによる役割が大きくなってきています。
- 地域で安心して暮らすためには、日ごろから地域での関わりが大切です。地域福祉に関心を持ち、主体的に関与できる開かれた環境をつくっていくことが必要になっています。
- 生活上の困りごとなどの個々のニーズに対し、豊富な経験や技能を持つ地域の支え手となる人が、その能力を発揮し活躍できる地域を主体とした支え合い活動の推進による生活支援サービスの創出が期待されます。

③医療・介護・福祉関係者

- 社会福祉協議会と市は、福祉を推進する「車の両輪」として、これまで協力・連携してきました。地域生活課題を抱える住民およびその世帯に対する支援体制ならびに住民等による地域福祉のさらなる推進のために、令和2年8月、「新たな地域支え合い」の連携協定を締結しました。専門性のある職員の配置による、新たな地域支え合い支援を通じて地域の連帯と協働の輪を広げることが望まれます。
- 民生児童委員は、地域住民と行政のパイプ役として大きな役割を果たしています。「新たな地域支え合い」による専門性のある職員との連携により、地域福祉活動の意識が高まることが期待されます。
- 医師会、歯科医師会等は、地域包括ケアシステムの実現に向けた「高齢者が住み慣れた地域で安心して人生の最後まで暮らし続けられる社会」を目指して、切れ目のない地域の医療、介護の提供体制の構築が望まれています。
- サービス事業者は、支援を必要とする高齢者等が、安心してサービスを利用できるよう職員研修等によるサービスの質の向上を図り、良質なサービスを提供することが求められています。

④行政

- 市民の福祉の向上を目指し、市民ニーズなどの現状把握や施策・事業の進行管理などを通して、本計画に位置付けられた施策・事業を総合的・一体的に推進していきます。
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援によるこれまでの地域包括ケアシステムに、「地域づくり」、「健康づくり」、「権利擁護」を加えた「遠野型地域包括ケアシステム」を実現するため、医療と介護の円滑な連携を図ります。
- 「新たな地域支え合い」による市民や関係団体に取り組む主体的な支え合いの活動を支援することにより、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。
- 住民との関わりの中で、生活状況の変化や福祉ニーズを把握し、本人やその家族などへの必要な情報、日常における生活支援サービスを提供します。
- 地域における高齢者の活動の場づくりを促進し、つながりを持続させる支援を行います。
- 本計画の推進のため、市民、地域、医療福祉関係機関との連携を図るとともに遠野健康福祉の里運営審議会から意見をいただきながら、計画目標の着実な達成と円滑な運営を図ります。

2 計画に関する啓発・広報の推進

本計画ならびに基本施策については、市民への周知・啓発を図るため、概要版を作成し全世帯に配布します。

また、広報やホームページへの掲載、市の行事、関係する各種団体・組織等が参集する機会を活用し、市民に幅広く周知・啓発を行います。

3 計画の進捗状況の把握と評価

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図り、高齢者福祉、介護保険事業サービス利用者の満足度調査等を実施し、計画実施状況評価などを行う進行管理体制を整備します。

また、次期計画策定に向けた目標設定等の協議を行います。

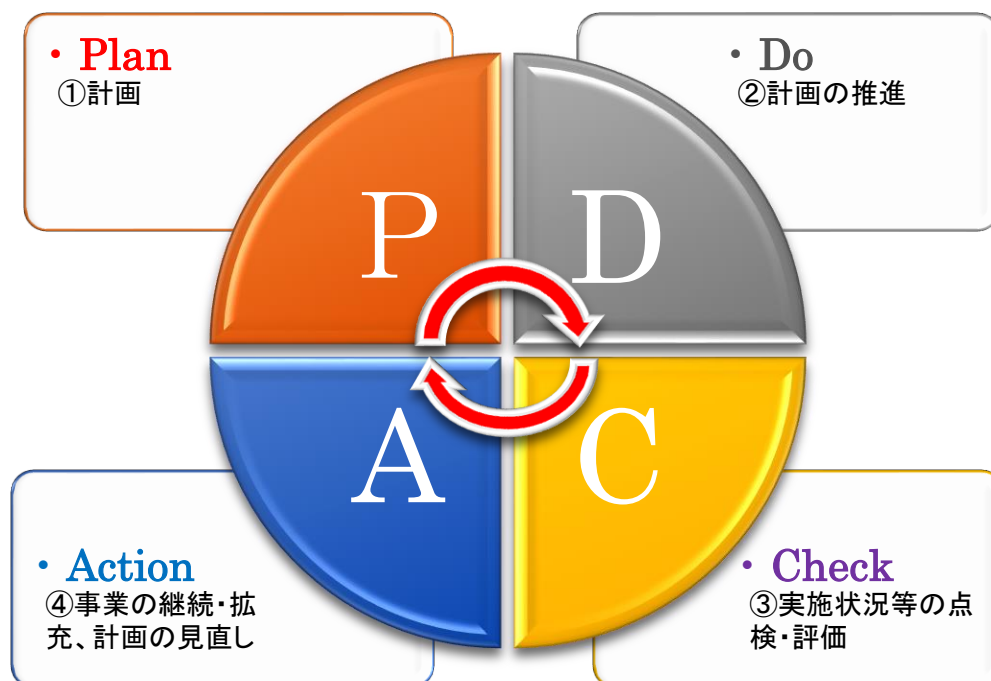
(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業運営管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図るため、本計画の実施状況の進捗管理を「遠野健康福祉の里運営審議会」において行います。

(2) 計画の評価

本計画で定めた内容を年度ごとに点検・評価し、その結果を「遠野健康福祉の里運営審議会」に報告します。また、いただいた提言を事業に反映させるため、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルにより、計画の進行管理を行います。

■PDCAサイクルの概念図



- ① **Plan (計画)** : 従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
 - 計画の策定
 - 目標の設定
- ② **Do (実施・実行)** : 計画に沿って業務を行う
 - 様々な主体との連携・協働による事業の実施
- ③ **Check (点検・評価)** : 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
 - 事業の実施状況を毎年点検・評価
- ④ **Action (処置・改善)** : 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置する
 - 予算編成過程における事業検討
 - 必要に応じて、計画中間年を目処に量の見込み・確保方策の見直し